

設楽ダム建設中止を求める会

第50号 2019年1月30日

<http://www.nodam.org/>

第1回口頭弁論(2018.11月20日)には30~40人がアピールと傍聴に参加しました。当日の様子を名古屋テレビ(メ〜テレ)が報道しました。

「設楽ダムの建設負担金差し止め訴訟 第1回口頭弁論 原告「極端な水不足は解消」



愛知県設楽町の設楽ダムの建設をめぐり、市民グループが県知事らに建設負担金の支出の差し止めなどを求めている裁判で、第1回口頭弁論が行われました。この裁判は、愛知県設楽町に建設予定の設楽ダムをめぐり、水道用水は不足していないためダムは不必要だとして市民グループが県知事らに県による建設負担金の支出をやめるよう求めています。

20日の第1回口頭弁論で原告側は「現状、極端な水不足は解消されていてダムに頼らない東三河のあり方を考えるべきだ」と述べました。市民グループが県を相手取り設楽ダム建設への支出差し止めを求める裁判はこれが2回目で、2007年に起こした裁判では請求が棄却されています。(以上)

※中日、朝日の記事を3ページに掲載しました。

第2次訴訟第2回口頭弁論は 2月6日(水)13:30 開廷(第1法廷)

- 2月6日の日程／名古屋地裁前に13:00にお集まりください。

13:30 原告団長他、勝訴に向けてあいさつ 13:10 整理券配布→法廷へ

13:30 開廷／1号法廷(前号で1102号法廷とお伝えしましたが間違い。1号法廷に訂正します。)

※終了後報告会を行います。報告会：弁護士会館 地下会議室(1時間くらい)

※詳しくはチラシをご覧ください。

意見陳述書

平成30年11月20日

名古屋地方裁判所民事第9部 御中

原告 白井 倫啓

原告団共同代表の白井です。

今回の裁判における意見陳述を行います。私は新城市に居住し、早くから設楽ダム建設に疑問を感じてきました。設楽ダム問題に関わり出したのが、20代前半、設楽ダム建設反対直下流域協議会が反対運動を続けていた頃からです。

関わり出した当時は、設楽ダム建設が、典型的な箱物行政で、地元が望んでもいない事業でもあり、無駄な税金投入になることを心配し反対すべきものと考えていました。その後、20年程経過した40代前半には、新城市議会議員となり、設楽ダム建設が新城市にも大きな悪影響を与えるものだとの認識が強まっていました。

新城市を含めて奥三河の衰退は、愛知県下の自治体に比べ顕著となっています。何年か前に話題になった「消滅可能性都市」に、奥三河全ての市町村が入っていました。市議会議員として、この衰退を止める手立ては、自然景観の保全、循環型社会の実現の方向しかないと考えるに至っています。

その考えから奥三河を見ていくと、設楽ダム事業は、衰退に拍車をかける可能性が非常に高い事業と言えます。奥三河の衰退の原因は、簡単に言えば働き場所の激減と言えると思います。豊富な森林資源で生きていた時代はとうの昔になっています。新城市には宇連ダム、大島ダム、大野頭首工、寒狭川頭首工と4つのダムが建設され、新城市内を流れる豊川は鮎が育たない川となっています。山は荒れ、川の生態系が崩れるなど、自然を活かした観光産業の芽が摘み取られてきました。

「水が足りない」「洪水対策が必要」という時代の要請を否定しているわけではありません。設楽町が設楽ダム絶対反対決議を挙げてから、既に40年余が経ち、この間豊川総合用水事業を含め様々な事業が進められてきました。その結果、劇的に水供給能力は向上し、生活実感としても、水が足りないことはなくなっています。

洪水による新城市内での堤防決壊も、小学生だった頃の記憶に刻まれているだけとなっています。計画開始から多くの時間が経過し、東三河は大きく変貌しました。奥三河の衰退と対照的に、自然を大きく変えたダムの水により豊橋、田原は全国有数の農業地域になりました。

現状から、さらに絶対に水不足は発生させない、洪水被害はゼロにする、と言うのであれば、設楽ダム一個だけでは到底解決できないことは明かです。人間が自然を制御する限界が見えています。最近の異常気象は、人間が自然に負荷を与え過ぎた結果だと考えています。これまで以上の豊かさを享受することが難しい時代になっています。

次の世代のためにも、自然との共生を真剣に考えなければならないと考えています。東三河全域で、循環型社会構築に努力が求められています。ダム事業で共に豊かな自治体を作ることができないことは、地域毎のアンバランスを生じさせたこれまでの歴史が示しています。

再度繰り返しますが、現状においてさえ、極端な水不足は解消されています。洪水対策においても顕著な改善がみられます。これから100年先を考えて、ダムに頼らない東三河のあり方を考える最後のチャンスが、今回の裁判だと考えています。

最近の大雨により、ダム決壊を防ぐための放水により、下流域の市町村に洪水被害が発生しています。ダムによる洪水対策は万全でないことは明かです。山が荒れているため、保水力は低下し、山自体が崩壊する可能性も高まっています。ダムにより海と山が切り離された結果、海の豊かさも失われてきています。東三河の将来は、ダムにより展望が開かれるものではありません。

奥三河市町村が潤い、東三河全体の水の安定的確保、洪水対策が何であるかを真剣に考えた時、自然の循環を取り戻すことを最優先にすべきです。「山は海の恋人」「緑のダム」という言葉を、東三河市町村の基本理念におき、これ以上自然に手を加えない方法を政治が提案し、住民を守る役割を果たすべきです。

一度ダムができてしまえば、後でどんなに後悔しても取り返しがつきません。人口減少、節水環境の向上、農業のあり方など、検討できる条件は残されています。今回の裁判で、奥三河市町村を犠牲にして成り立つダム事業の在り方を考え直す機会にして頂けるように、また政治が困っている地域にこそ手を差し伸べるものであることを示して頂けるような判断を裁判長にお願いして、意見陳述とさせていただきます。



【第2次訴訟の第1回口頭弁論に関する記事】

設楽ダム事業撤退訴えの却下を求める 訴訟初弁論で県側

国が設楽町の豊川上流で建設中の『設楽ダム』を巡り、水道用水は不足しておらずダムは必要で県が建設費の一部負担するのは不当として、地元住民ら161人（※原文のまま）が、知事らに事業からの撤退と負担金の支出差し止めを求めた訴訟の第1回口頭弁論が、20日、名古屋地裁であり、県側は訴えの却下を求めた。

住民側は訴状で、ダム計画の根拠となっている県の水道用水の需要予測は実際よりも約2割も大きく、少雨時でも水は不足しないと主張。「県が設楽ダム建設に参加する必要はない」と訴えている。

設楽ダムへの支出差し止めを求める住民訴訟は二回目。2007年に起こした前回の訴訟では1,2審とも「計画が著しく合理性を欠くとは言えない」と棄却され、14年に敗訴が確定した。

設楽ダムは総貯水量9,800万立方メートルで、26年度に完成予定。水道用水のほか洪水の防止、かんがいなども目的とする。

総事業費約2,400億円のうち県は809億円を負担する予定で、昨年末までに周辺の道路整備などで約218億円を支出した。

（中日新聞 2018, 11, 21 付）

設楽ダム事業撤退訴えの却下を求める訴訟初弁論で県側
国が設楽町の豊川上流で建設中の「設楽ダム」を巡り、水道用水は不足しておらずダムは必要で県が建設費の一部負担するのは不当として、地元住民ら161人が、知事らに事業からの撤退と負担金の支出差し止めを求めた訴訟の第1回口頭弁論が20日、名古屋地裁であり、県側は訴えの却下を求めた。

設楽ダム訴訟で県側は争う姿勢

地裁で第1回口頭弁論

国が設楽町の豊川水系に計画している設楽ダムを巡り、建設に反対する県民162人が県知事らを相手取って公金支出の差し止めなどを求めている第1回口頭弁論が20日、名古屋地裁であった。県側は請求却下や棄却を求めた。

訴状などによると、設楽ダムは2026年度に完成を目指す。建設費は約2,400億円で、一部を県が負担する。住民側は

「ダムからの水道用水の供給は必要がない」と設楽ダムの必要性を否定。公金支出差し止めのほか、ダムを使う権利申請を取り下げないことの違法性確認を求める。

県側は、ダムを使う権利申請を取り下げないことは、住民訴訟の対象となる「財産の管理を怠る事実」に該当しないと反論。財産管理でない以上、「公金支出差し止め請求も違法だ」と主張した。

被告答弁書はダム使用权設定申請の取下は財務会計上の行為に当たらないので、却下を求めるといいます。ハッ場ダムの東京高裁判決を引用しつつ主張しています。

朝日新聞（2018, 11, 21 付）

中日 2018.11.21

前回の訴訟では一、二審とも「計画が著しく合理性を欠くとは言えない」と棄却され、一四年に敗訴が確定した。
設楽ダムは総貯水量九千八百立方メートルで、二六年度に完成予定。水道用水のほか洪水の防止、かんがいなども目的とする。総事業費約二千四百億円のうち県は八百九億円を負担する予定で、昨年末までに周辺の道路整備などで約二百十八億円を支出した。

設楽ダム訴訟で
県側は争う姿勢
地裁で第1回口頭弁論
国が設楽町の豊川水系に計画している設楽ダムを巡り、建設に反対する県民162人が県知事らを相手取って公金支出の差し止めなどを求めている訴訟の第1回口頭弁論が20日、名古屋地裁であった。県側は請求の却下や棄却を求めた。

朝日 2018.11.21

らの水道用水の供給は必要がない」と設楽ダムの必要性を否定。公金支出の差し止めのほか、ダムを使う権利申請を取り下げないことの違法性確認を求める。県側は、ダムを使う権利申請を取り下げないことは、住民訴訟の対象となる「財産の管理を怠る事実」に該当しないと反論。財産管理でない以上、「公金支出の差し止め請求も違法だ」と主張した。



設楽ダム建設地は大規模岩盤すべり（深層崩壊）を起こしつつある最悪の地盤・・・

あらためて 設楽ダムの建設中止を求める！

市野 和夫（設楽ダム地質調査グループ）

設楽ダムは、第二次住民訴訟で争われている“目的のないダム事業”であるという問題の他に、建設地が巨大構造物の建設に適さない脆弱な地質地盤という大きな問題がある。本体建設を前に、地質を詳細に調査すればするほどその深刻な実情が明らかになってきた。

●ダムサイト左岸

2017（平成 29）年度までに実施されたダムサイト左岸の 5 本の横坑調査によって、国の調査報告としては初めて東西（上下流）走向の断層系によって切り刻まれていることが明らかにされた。断層破碎帯や同系統の亀裂が北傾斜の左岸斜面に対してやや高角の流れ盤をなしており、岩盤の重力による変形、亀裂の開口など、斜面岩盤は深部から緩む条件がそろっている。ダムサイトの地下 90m に達する深部まで酸化が進んでおり、深部にまで透水性が高い領域が分布する。地下水位の分布異常などもみられ、断層や片麻面に沿う亀裂によって岩盤すべりが起きる条件はそろっている。

●ダムサイト右岸

1963 年の電源開発の調査報告に示された北西－南東走向の F₁ 断層は現ダム軸の直下流に位置している。また、平成 27 年度の報告書で現ダム軸右岸の直上流に記載された F-③断層は、斜面に対して斜交流れ盤の関係にあって、ダムサイトの真下を切っている。この断層の地表部を北方向に延長してみると松戸地区の凹地に向かっていることから、二重山稜地形とも関係していると推定される。これらの断層破碎帯は右岸岩盤を深部から緩ませていると推定される。また、右岸にも左岸と同系統の東西走向の複数の断層が上下流方向に貫通し、上記の F₁ や F-③と交叉して、岩盤を破碎している。これらの断層の他、ダムサイト右岸では等粒状閃緑岩が斜面の傾斜とほぼ同じ傾斜（流れ盤）で貫入しており、一部は砂状に風化が進んで岩盤すべり面を形成している。

●上流左岸の大規模岩盤すべり

平成 28～29 年度の報告書に示された田口西側の寒狭川左岸斜面に発達する地すべり SL-4 ブロックの調査結果では、大規模な岩盤すべりを過去に起こしていることが明らかにされている。このブロックの基底には北西－南東走向の低角度断層があって、この断層の上に載っている地塊の標高 410～430m 付近には、第四紀の堆積層（かつての川床に堆積した土砂）が確認された。しかもその堆積層の上に、地滑りで移動してきた大きな地塊が少なくとも二つある。現在の河床の標高は 330m 程度であり、地盤の隆起と寒狭川の下刻が進んでいることが分かる。この地域の地盤は隆起しつつ寒狭川の下刻作用で谷側に傾斜し亀裂を広げて、大規模な岩盤すべりを繰り返していることが示された。

なお、SL-4、SL-3 などの地すべりブロックは湛水線より高標高部まで広がっていることから、規模の大きい岩盤すべりがダム完成後に起きて津波を発生させる事態が予測される。

●ダムサイトおよび周辺は大規模岩盤すべり地帯

近年、プレート運動とは直接関係のないノンテクトニック断層と呼ばれる断層が、大規模な岩盤すべり（深層崩壊）による災害を引き起こすことが注目されている。大規模な岩盤すべりは、①異質な噴出物が層を成して堆積する火山地域、②異方性の地質構造が発達する変成岩地域、③隆起の激しい山地などに多発する傾向があるとされる。

設楽ダム予定地周辺は、その地史と地質とから判断して、大規模な岩盤すべりを起こしやすい地域であることは間違いなく、実際に大規模な岩盤すべりを起こしつつある場所であって、設楽ダムのような巨大構築物の建設は避けなければならない場所である。

設楽ダム建設地と周辺は、安定した強固な岩盤ではなく、これまでも大規模な岩盤すべりや地すべりを繰り返してきた。

●漏水と地すべり

ダムサイトは左右両岸とも上下流方向に何本もの東西走向で高角度の断層破碎帯が貫き、高透水性の地盤が深部まで分布している。北西－南東走向で西南傾斜の断層が交叉して破碎帯を発達させていることもあり、基礎岩盤を通して漏水する危険性は高い。

この他、ダムサイトの上流左岸に当たる田口地区一帯は第三紀の堆積層が分布し、基盤を不整合で覆っている。この一帯には破碎規模が大きい北東－南西走向の断層が数本通っていることが知られている。当然な

がら、これにほぼ直交する共役断層の存在も想定される。他に南北走向の断層もあり、これらの断層破碎帯と不整合面の組み合わせにより、田口南部の地山の分水界を越えて漏水が起きる可能性が高い。

漏水の他、田口地区や周辺では、第三紀堆積層がダム湖の湛水に直接接すれば、地すべりが（浅層）頻発することも予測される。田口地区は愛知県の地方事務所、町役場、学校、銀行や医院が軒をならべ、商店街と住宅地が集まる設楽町の中心街であり、ダム水没予定地からの移転住宅も建設されている。標高がほぼ460mのこの町の足元まで満水位（標高 444m）が迫るダムの建設のリスクは大きい。

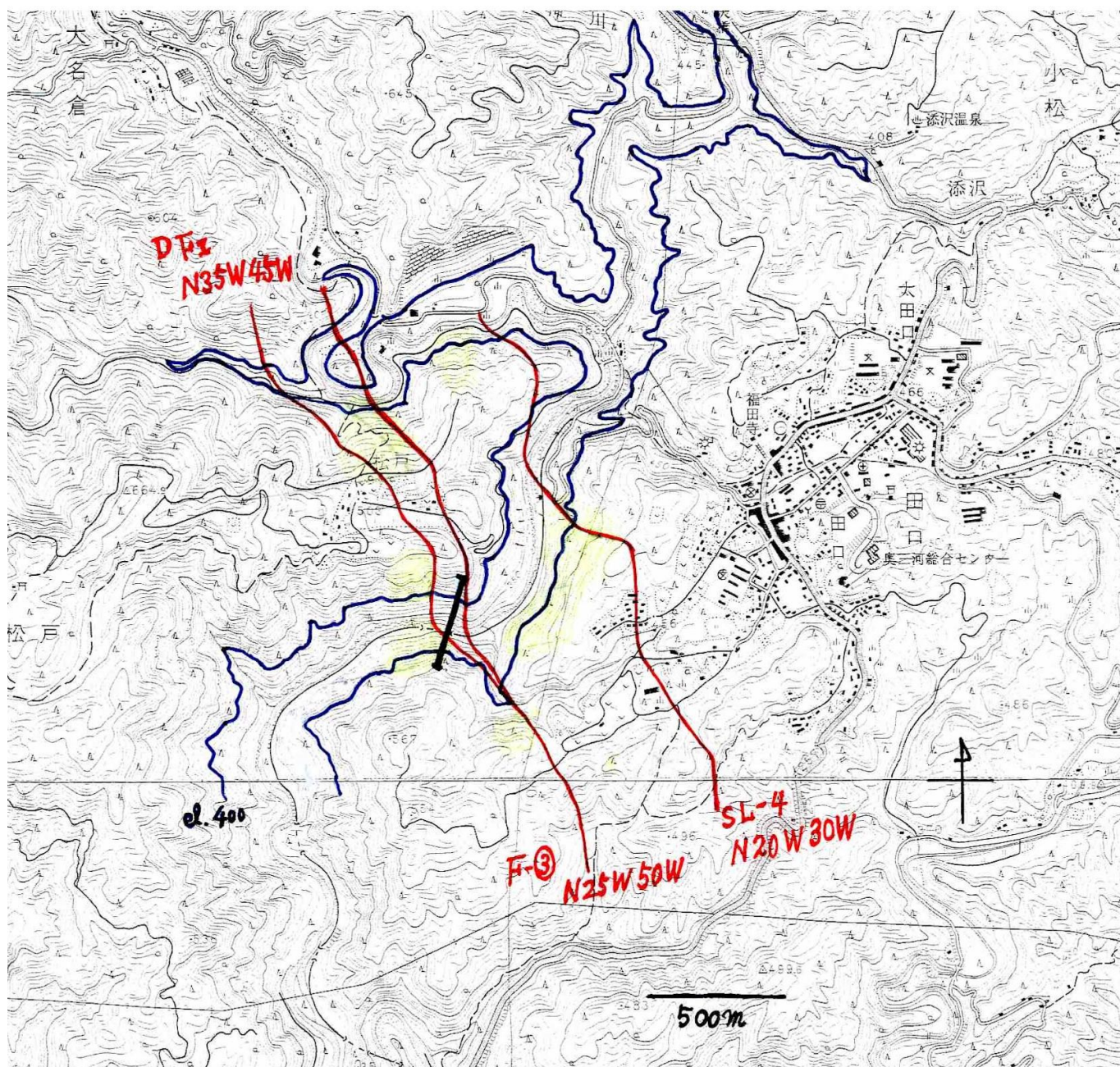
●結論

不適切な地盤に無理をして巨大な構造物、とりわけ大量に貯水する巨大ダムを建設すれば、巨大な災害リスクを負うばかりか、漏水や地すべり対策に伴い、当初予算を大幅に超える費用負担が必要になることは目に見えている。日本はすでに世界一とも言われる借金大国であり、また人口減少時代に突入している今、将来世代にこのような膨大な負担となる押し付けをすることは許されない。

事業者である国は、自らの調査によってダム計画地が巨大ダム建設に不向きな地質地盤であることが判明したことを真摯に受け止め、半世紀近くも前に計画され、正当な目的も失われた設楽ダム建設事業に固執するのを止め、今こそ事業の中止に向けて動き出す時である。

図：事業者が秘匿しようとしてきた(?)北西-南東走向の断層

DF₁：電源開発の断層、F-③：平成27～29年度報告の断層、SL-4：地すべりブロックの断層



地質調査グループでは3月23日(土)新城文化会館でシンポジウムを、24日(日)は現地視察を予定しております。

◆前号（49号）以降の活動報告

・愛知県知事選候補者アンケートを行いました。

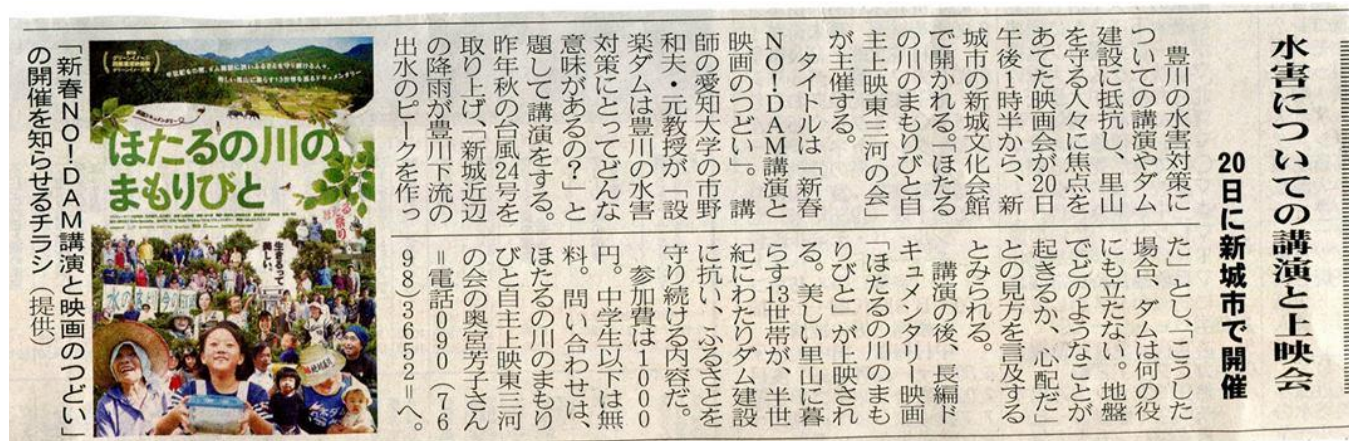
「設楽ダム建設中止を求める会」では、愛知県知事選挙に立候補したお二人（樽松佐一さんと大村秀章さん）に1月10日を締め切りとした設楽ダム建設事業に関するアンケート（4つの質問）を行いました。アンケート結果と当会の意見を別紙にまとめました。ご参照ください。

・1月20日「新春NO!DAM 講演と映画のつどい」を開催しました。

開催に向けて個人で、市民団体としてなどいろんな方々にご協力いただきました。ありがたかったです。参加者数は、1部の講演はちょうど60人でした。2部の映画に10人くらいが増えて70人余の方が参加しました。会場入り口に置いたカンパ箱には12,411円。長崎県に話し合いを求める署名は47筆集まりました。この日は東三河では知事選を迎える集会やイベントがたくさん開かれる中70人の市民が集まっていたことにスタッフ一同喜んでおります。

映画が終了すると拍手があがりました。「涙が出てきました」との声もありました。石木ダムの現状はそのまま設楽ダムに重なります。少しでもダムへの思いが共有できたことをうれしく思っております。

今回は特に若い方の参加者が多く、新春に新たな運動の弾みをいただいた「つどい」となりました。



豊川の洪水対策についての講演やダム建設に抵抗し、里山を守る人々に焦点をあてた映画が20日午後1時半から、新城市の新城文化会館で開かれる。『ほたるの川のまもりびと』と主上映東三河の会が主催する。

タイトルは「新春NO!DAM講演と映画のつどい」。講師の愛知大学の市野和夫・元教授が「設楽ダムは豊川の洪水対策にとってどんな意味があるのか」と題して講演をする。昨年の秋の台風24号を取り上げ、新城周辺の降雨が豊川下流の出水のピークを作った」とし、「こうした場合、ダムは何の役にも立たない。地盤でどのようなことが起きるか、心配だ」との見方を言及するとみられる。

講演の後、長編ドキュメンタリー映画『ほたるの川のまもりびと』が上映される。美しい里山に暮らす13世帯が、半世紀にわたりダム建設に抗い、ふるさとを守り続ける内容だ。参加費は1000円。中学生以下は無料。問い合わせは、ほたるの川のまもりびと自主上映東三河の会の奥宮芳子さん。電話090-(76)98-3652へ。

「つどい」を紹介する地元紙東日新聞（2019, 1, 17付）

★設楽ダム地質調査グループではシンポジウムを開催します。

当グループは高木仁三郎市民科学基金（高木基金）の助成を受けて取り組まれているグループです。まだ詳細は決まっておりませんが3月23日（土）高木基金助成事業報告としてシンポジウムを新城文化会館大会議室で、24日（日）は現地視察を計画しております。遠くからお越しの方には宿泊もできるようにする予定です。詳細が決まりましたらみなさまにご連絡します。

★第2回（2月6日）以降の裁判日程です。

第3回口頭弁論 3月13日 11:00（1号法廷） 終了後の報告会は弁護士会館地下協同組合会議室
第4回口頭弁論 5月22日 11:00（1号法廷）



設楽ダムの建設中止を求める会: <http://www.nodam.org/>

共同代表: 倉橋 英樹 澤田 恵子

郵便振替の口座番号: 00870-1-134146 加入者名: 設楽ダムの建設中止を求める会

他銀行からの振込みは、ゆうちょ銀行【店番 089(ゼロハチキュウ店) 当座 0134146】

設楽ダムの中止を求める会の年会費は1000円です。

事務局: 奥宮芳子 〒440-0069 豊橋市御園町1-3 0532-54-7305 okumiya@xj.commufa.jp